

がい こく せき      ちゅう がく せい      こう こう せい  
外国籍の中学生・高校生のみんなへ  
しょうらいしゅうしょく      はたら  
～将来就職して働くために～

こうこう      そつぎょう      あと  
みんなが高校を卒業した後の  
ざいりゅうし      かく      せつめい  
在留資格について説明するよ



東京出入国在留管理局  
在留支援部門



ぱーと  
パート1

じぶん ざいりゅうしかく し  
自分の在留資格を知ろう

① 在留カードを見よう！ ⇒ P 3, P 4  
ざいりゅうかーど み

② 働くことができる在留資格 ⇒ P 5  
はたら ざいりゅうしかく

③ 働くことができない在留資格 ⇒ P 6  
はたら ざいりゅうしかく

まとめページは ⇒ P 7  
ぺーじ

ぱーと  
パート2

しょうらいしゅうしょく はたら  
将来就職して働くためには

① 自分はどのケースに当てはまる？ ⇒ P 8  
じぶん けーす あ

② 高校卒業後に就職する場合 ⇒ P 9  
こうこうそつぎょうご しゅうしょく ばあい

まとめページは ⇒ P 10, P 11  
ぺーじ

③ 大学などに進学して就職する場合 ⇒ P 12  
だいがく しんがく しゅうしょく ばあい

まとめページは ⇒ P 13  
ぺーじ

パート3 ざいりゅうしかく へんこう し  
**在留資格の変更について知ろう**

① 「定住者」に変更する場合 ⇒ P14  
ていじゅうしゃ へんこう ばあい

② 「特定活動」に変更する場合 ⇒ P15, P16  
とくていかつどう へんこう ばあい

③ 「留学」に変更する場合 ⇒ P17  
りゅうがく へんこう ばあい

まとめページは ⇒ P18  
ページ

パート4 ひつよう てつづ し  
**必要な手続きを知ろう**

① 住所が変わった時 ② 16歳になる時 ⇒ P19  
じゅうしょ か とき さい とき

③ 名前や国籍などが変わった時・届出の方法 ⇒ P20, P21  
なまえ こくせき か とき とどけで ほうほう

まとめページは ⇒ P22  
ページ

パート5 しつもん そうだんさき  
**よくある質問と相談先**

① みんなのしつもん！ ⇒ P23, P24, P25, P26

② わからないことがあったら相談しよう！ ⇒ P27  
そうだん

まとめページは ⇒ P28  
ページ

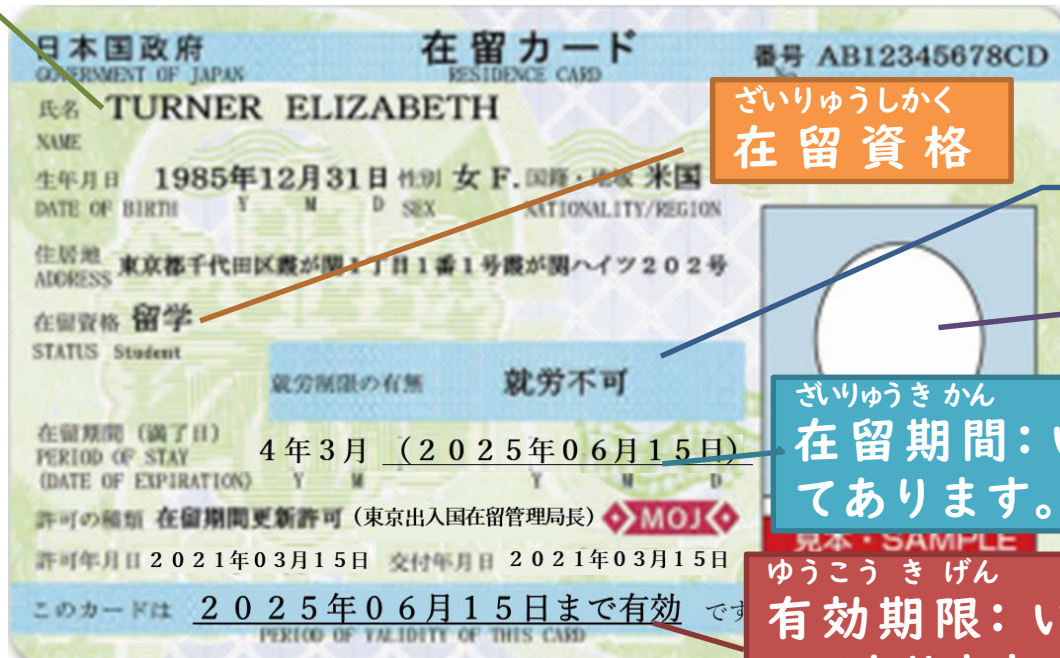
# 自分の在留カードを見てみよう！

ざいりゅうか - ど

## 在留カードってなに？

- 日本に3か月より長く住んでいる外国人が持っています（例外があります。）。
- 在留資格や在留期間等が書いてあります。
- 16歳より年上の人はいつも持っていてください。

しめい ぱすぽーと おな なまえ か かんじ か  
氏名：パスポートと同じ名前が書いてあります。漢字を書くこともできます。



ざいりゅうしかく  
在留資格

しゅうろうせいげん う お  
就労制限の有無：  
はたら か  
働くことができるか書いてあります。

しゃしん さい しゃしん はい  
写真：16歳になると写真が入ります。

ざいりゅうきかん にほん す か  
在留期間：いつまで日本に住むことができるか書いてあります。

ゆうこうきげん かーど つか か  
有効期限：いつまでカードを使うことができるか書いてあります。



はたら ざいりゅうしかく  
働くことができる在留資格



はたら しごと ざいりゅうしかく  
就労資格（しゅうろうしかく） → 働く仕事がきまっている在留資格

外交（がいこう）
公用（こうよう）
教授（きょうじゅ）
芸術（げいじゅつ）
宗教（しゅうきょう）
報道（ほうどう）
高度専門職（こうどせんもんしよく）
経営・管理（けいえい・かんり）
法律・会計業務（ほうりつ・かいけいぎょうむ）
医療（いりょう）
研究（けんきゅう）
教育（きょういく）

技術・人文知識・国際業務（ぎじゅつ・じんぶんちしき・こくさいぎょうむ）
企業内転勤（きぎょうないてんきん）
介護（かいご）
興行（こうぎょう）
技能（ぎのう）
特定技能（とくていぎのう）
技能実習（ぎのうじっしゅう）

しごと ざいりゅうしかく  
身分資格（みぶんしかく） → どんな仕事もできる在留資格※

永住者（えいじゅうしゃ）
日本人の配偶者等（にほんじんのはいぐうしゃとう）
永住者の配偶者等（えいじゅうしゃのはいぐうしゃとう）
定住者（ていじゅうしゃ）



ほうりつ みと  
※ 法律で認められないしごと  
仕事はできません。

はたら  
特定活動（就労可） とくていかつどう（しゅうろうか） → 働くことができます。

はたら ざいりゅうしかく  
働くことができない在留資格



文化活動 (ぶんかかつどう)

短期滞在 (たんきたんざい)

留学 (りゅうがく)

研修 (けんしゅう)

家族滞在 (かぞくたいざい)

特定活動 (就労不可) とくていいかつどう (しゅうろうふか) → はたら 働くことができません。



でも…



きよか あるばいと  
許可をとればアルバイト  
ができるよ!

しかくがい かつどう きよか  
資格外活動許可

をとれば

しゅう じかん あるばいと  
週28時間までアルバイトができます



ざいりゅうかーど      なまえ      こくせき      せいべつ      せいねんがっぴ      ざいりゅうしかく      ざいりゅうきかん  
・在留カードには、名前、国籍、性別、生年月日、在留資格、在留期間、

はたら      など      か  
働くことができるか等が書いてあります。

ざいりゅうしかく      はたら      ざいりゅうしかく      はたら  
・「在留資格」には、働くことができる在留資格と働くことができない  
ざいりゅうしかく  
在留資格があります。

はたら      ざいりゅうしかく      しゅうろうか  
・働くことができる在留資格は「就労可」

はたら      ざいりゅうしかく      しゅうろう      ふ      か      か  
働くことができない在留資格は「就労不可」と書いてあります。

はたら      ざいりゅう      しかく      しかくがいかつどうきよか  
・働くことができない在留資格でも「資格外活動許可」をとれば

しゅう      じかんい      ない      ある      ば      い      と  
週28時間以内のアルバイトができます。

しかくがいかつどうきよか      ざいりゅう      かーど      うち      か  
・資格外活動許可があるかどうかは、在留カードの裏に書いてあります。

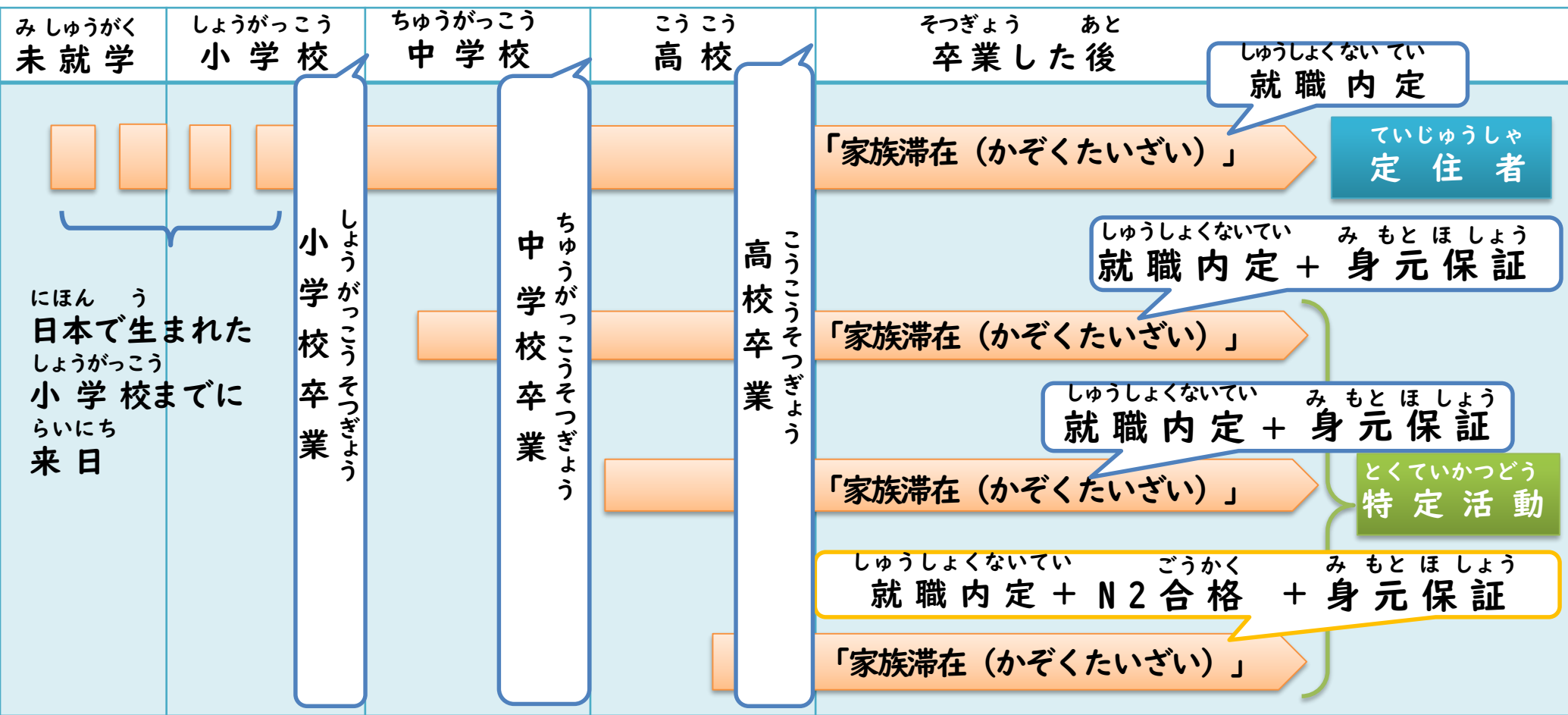


# 自分はどのケースに当てはまる？

「定住者」 17歳までに入国 + 小学校卒業 + 中学校卒業 + 高校卒業 + 就職内定

「特定活動」

17歳までに入国 + 高校入学 → 卒業 + 就職内定 + 日本に住民親の身元保証



ざいりゅうし かく か ひつよう  
在留資格を変える必要があります！

ていじゅうしゃ とくていかつどう りょうほう ひつよう じょうけん  
「定住者」と「特定活動」両方に必要な条件

- かぞくたいざい ひと  
・「家族滞在」の人。
- にほん こうこう そつぎょう そつぎょうみ こ てい じ せい つうしんせい こうこう  
・日本の高校を卒業したか卒業見込み（定時制・通信制の高校もいい）。
- さい にほん き  
・17歳までに日本に来た。
- しゅうしょくさき ないてい とくていかつどう し ごと  
・就職先が内定している。 ※「特定活動」はできない仕事がある。→ P. 24
- にゅうかん す まち やくしょ とどけだ  
・入管や住んでいる町の役所に届出を出している。

ていじゅうしゃ ひつよう じょうけん  
「定住者」だけ必要な条件

- にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう  
・日本の小学校と中学校を卒業した。
- やかんちゅうがっこう  
(夜間中学校もいい。)

とくていかつどう ひつよう じょうけん  
「特定活動」だけ必要な条件

- おや にほん  
・親が日本にいる。
- こうこう とちゅう にほん き ひと  
※高校の途中から日本に来た人だけ
- にほんご のうりよくしけん など ごうかく  
日本語能力試験N2等に合格する。



こうこう い  
高校に行って  
そつぎょう だいじ  
卒業することが大事だね！

かぞくたいざい こうこうせい こうこう そつぎょう しゅうしょく ば あい ざいりゅうし かく  
・「家族滞在」の高校生が、高校を卒業して就職する場合、在留資格を

ていじゅうしゃ とくていかつどう か  
「定住者」か「特定活動」に変えることができます。

ていじゅうしゃ しごと  
・「定住者」はどんな仕事もできます。

とくていかつどう いちぶ しごと  
・「特定活動」は一部できない仕事があります。→P. 24

ていじゅうしゃ か ひと にほん う ひと しょうがっこう にほん き ひと  
「定住者」に変えることができる人（日本で生まれた人、小学校までに日本に来た人）

かぞくたいざい にほん す  
① 「家族滞在」で日本に住んでいる。

み ひつよう  
①から⑤をすべて満たすことが必要

にほん しょうがっこう ちゅうがっこう こうこう そつぎょう こうこう そつぎょう み こ  
② 日本の小学校・中学校・高校を卒業した（高校を卒業する見込み）。

さい にほん にゅうこく  
③ 17歳までに日本に入国している。

しゅうしょく ないてい  
④ 就職が内定している。

にゅうかん す まち やくしょ き とどけで だ  
⑤ 入管や住んでいる町の役所に決められた届出を出している。

# まとめ 3

とくていかつどう か ひと ちゅうがくせい こうこうせい とき にほん き ひと  
「特定活動」に変えることができる人（中学生，高校生の時に日本に来た人）

かぞくたいざい にほん す  
① 「家族滞在」で日本に住んでいる。

①から⑥をすべて満たすことが必要

にほん こうこう そつぎょう こうこう そつぎょう み こ  
② 日本の高校を卒業した（高校を卒業する見込み）。

こうこう とちゅう にゅうがく ひと にほんごのうりよくしけん ごうかく  
※高校の途中から入学した人だけ⇒日本語能力試験（N2）に合格。

さい にほん にゅうこく  
③ 17歳までに日本に入国している。

しゅうしょく ないてい  
④ 就職が内定している。

にゅうかん す まち やくしょ き とどけて だ  
⑤ 入管や住んでいる町の役所に決められた届出を出している。

おや みもとほしょう どう かあ にほん す  
⑥ 親の身元保証（お父さん，お母さんが日本に住んでいる）。

高校卒業（こうこう そつぎょう）

ざいりゅうしかく か  
在留資格を変える

「留学（りゅうがく）」  
しかくがいかつどうきよか しゅう じかん  
※資格外活動許可で週28時間  
いない あるばいと  
以内のアルバイトができる。

（だいがく・せんもんがっこう そつぎょう）  
大学・専門学校卒業

ざいりゅうしかく か  
在留資格を変える

はたら ざいりゅうしかく  
働くことができる在留資格  
ぎじゅつ じんぶんちしき こくさいぎょうむ  
たとえば「技術・人文知識・国際業務」

「定住者（ていじゅうしゃ）」

「特定活動（とくていかつどう）」

就職（しゅうしょく）

ざいりゅうしかく か  
在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」  
しかくがいかつどうきよか しゅう じかん  
※資格外活動許可で週28時間  
いない あるばいと  
以内のアルバイトができる。

ざいりゅうしかく か  
在留資格を変えない

「家族滞在（かぞくたいざい）」  
しかくがいかつどうきよか しゅう じかん  
※資格外活動許可で週28時間  
いない あるばいと  
以内のアルバイトができる。  
ふるたいむ しごと  
※フルタイムの仕事はできない。

こうこう そつぎょう あと だいがく せんもんがっこう しんがく ひと ざいりゅうしかく りゅうがく か  
高校を卒業した後，大学や専門学校に進学する人は，在留資格を「留学」に変える  
ことができます。

- しょうがくきん か りゅうがく か ひと  
・奨学金を借りるために「留学」に変える人もいます。
- かぞくたいざい しんがく  
・「家族滞在」のまま進学することもできます。

だいがく せんもんがっこう そつぎょう あと ふるたいむ はたら ざいりゅうしかく か ひつよう  
大学や専門学校を卒業した後に，フルタイムで働くときは，在留資格を変える必要  
があります。

- じょうけん あ はたら しゅうろうしかく  
・条件が合えば働くことができる「就労資格」  
(「技術・人文知識・国際業務」など)に変えることができます。

- さい にゅうこく こうこう そつぎょう ひと だいがく せんもんがっこう そつぎょう あと  
・17歳までに入国して高校を卒業した人は，大学や専門学校を卒業した後，  
ざいりゅうしかく ていじゅうしゃ とくていかつどう か  
在留資格を「定住者」や「特定活動」に変えることができます。

# 「定住者」に変更する場合

しんせいしゃ  
申請者

ほんにん じぶん しんせい  
本人（自分で申請する）

しんせいきかん  
申請期間

ざいりゅう きかん お ひ しんせい  
在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしよるい  
必要書類

くわ じょうほう しんせいしよ  
詳しい情報と申請書があるよ！



にゅうかん  
入管HP

へんこう きよかしんせいしよ  
①変更許可申請書（Tと書いてある紙を使うこと。）

しゃしん たて よこ  
②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）

ぱすぽーと・ざいりゅうかーど  
③パスポート・在留カード

にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょうしょうめいしよ そつぎょうしょうしよ こぴー  
④日本の小学校と中学校の卒業証明書（卒業証書のコピーでもいいです。）

にほん こうこう そつぎょうしょうめいしよ そつぎょう ひと そつぎょうみこ しょうめいしよ  
⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は、卒業見込み証明書）

りれきしよ にほん しょうがっこう ちゅうがっこう そつぎょう か  
⑥履歴書（日本の小学校と中学校を卒業したことを書くこと）

しゅうしょく しよるい こようけいやくしよ はたら じょうけん しよるい ないてい しよるいなど  
⑦就職することがわかる書類（雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等）

みもと ほしょうしよ たと はたら とう かあ か  
⑧身元保証書（例えば働いているお父さんやお母さんなどに書いてもらいます。）

かぞく じゅうみんひょう まえ まい なんばー い  
⑨家族みんなの住民票（もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましょう。）

# とくてい かつどう へんこう ばあい 「特定活動」に変更する場合

しんせいしゃ  
申請者

ほんにん じぶん しんせい  
本人（自分で申請する）

しんせいきかん  
申請期間

ざいりゅうき かん お ひ しんせい  
在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしょるい  
必要書類

へんこうきょ か しんせいしょ  
①変更許可申請書（Uと書いてある紙を使うこと。）

しゃしん たて よこ  
②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）

ぱすぽーと ざいりゅうかーど  
③パスポート・在留カード

にほん こうこう ざい がくしょうめいしょ にゅうがく ひ か  
④日本の高校の在学証明書（入学した日が書いてあるもの。）

にほん こうこう そつぎょうしょうめいしょ そつぎょう ひと  
⑤日本の高校の卒業証明書（これから卒業する人は、  
そつぎょうみ こ しょうめいしょ  
卒業見込み証明書）

りれきしょ にほん こうこう はい ひ か  
⑥履歴書（日本の高校に入った日を書くこと）

つぎ ページ につづ  
次のページに続きがあるよ！  
かくにん  
確認しよう。

「特定活動（とくていかつどう）」  
じょうほう しんせいしょ  
の情報と申請書はここにあるよ！

にゅうかん  
↓ 入管HP





ひつようしよるい つづ  
**必要書類 (続き)**

はたら とう かあ か みもとほししょうしょ  
 ⑦働いているお父さんやお母さんが書いた身元保証書

かぞく じゅうみんひょう まえ まい なんばー い  
 ⑧家族みんなの住民票 (もらう前に「マイナンバーはいりません。」と言いましよう。)

しゅうしょく しよるい こようけいやくしょ はたら じょうけん しよるい ないてい しよるいなど  
 ⑨就職することがわかる書類 (雇用契約書・働く条件がわかる書類・内定したことがわかる書類等)

こうこう とちゅう にほん き ひと  
**高校の途中から日本に来た人**

にほんごのうりよくし けん も しりょう  
 日本語能力試験N2を持っていることがわかる資料

びじねす にほんごのうりよくてすと ちょうどくかいてすと ひっき てすと てん  
 「BJTビジネス日本語能力テスト」「JLRT聴読解テスト (筆記テスト)」で400点

うえ しりょう  
 より上をとっていることがわかる資料でもいいです。

# 「留学」に変更する場合

しんせいしゃ  
申請者

ほんにん じぶん しんせい  
本人（自分で申請する）

しんせいきかん  
申請期間

にゅうがく きょ か もら ざいりゅうき かん お ひ しんせい  
入学許可を貰ってから在留期間が終わる日まで申請できます。

ひつようしよるい  
必要書類

- ① 変更許可申請書（Pと書いてある紙を使うこと。）  
② 写真（タテ4cm×ヨコ3cm）  
③ パスポート・在留カード

そのほかに、高校の卒業証明書・大学等の入学許可書

と日本で生活するためのお金について説明する書類

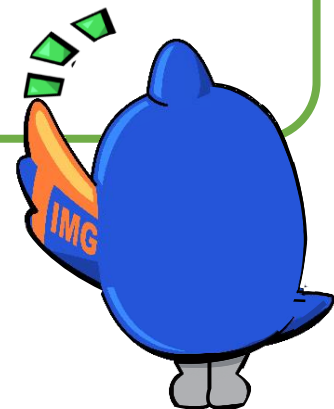
も必要だよ。

提出書類は学校ごとに違うから進学する学校に確認してね

りゅうがく じょうほう しんせいしよ  
留学の情報と申請書はここ！



にゅうかん  
入管HP



ざいりゅうしかく か にゅうかん ざいりゅう しかくへんこうきよかしんせい  
・在留資格を変えるためには入管で在留資格変更許可申請をします。

しんせい ほんにん  
・申請するのは本人です。

ざいりゅうきげん ひつよう しょるい にゅうかん だ  
・在留期限までに必要な書類を入管に出してください。

ていじゅうしゃ か ひつよう しょるい  
「定住者」に変えるときに必要な書類

ページ み  
→ 14ページを見てください。

とくていかつどう か ひつよう しょるい  
「特定活動」に変えるときに必要な書類

ページ ページ み  
→ 15ページと16ページを見てください。

りゅうがく か ひつよう しょるい  
「留学」に変えるときに必要な書類

ページ み  
→ 17ページを見てください。

ひつよう しょるい とき ふれすく そうだん  
必要な書類がわからない時はF R E S Cに相談してください。

(TEL) 03-5363-3025

よやくせんよう  
※予約専用

じゅうしょ か とき  
①住所が変わった時

さい とき  
②16歳になる時

か 変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	ひつよう しょうい 必要な書類	けっか 結果 (どうなるか)
じゅうしょ 住所 す ところ (住んでいる所)	ひ こ ひ 引っ越した日から にちいない 14日以内	あた じゅうしょ 新しい住所がある まち やくしょ 町の役所 しやくしょ くやくしょなど (市役所・区役所等)	ほんにん 本人※ す いっしょに住んで かぞく いる家族 だいにん ・代理人	てんしゅつしょうめいしょ 転出証明書 ざいりゅうかーど 在留カード	ざいりゅうかーど うら 在留カードの裏に あた じゅうしょ か 新しい住所を書いて もらう。
さい とき 16歳になる時	さい 16歳になる げつまえ 6か月前から さい ひ 16歳になる日まで	ちか にゅうかん 近くの入管	おや 親	しんせいしょ にゅうかん 申請書 (入管にある) しゃしん 写真 たて よこ (タテ4cm×ヨコ3cm) ぱすぽーと パスポート ざいりゅうかーど 在留カード	しゃしんい 写真入りの ざいりゅうかーど 在留カードを つく 作ってもらう。



※ だいにん とどけで さい にんじょう ひつよう  
代理人が届出するときは、委任状が必要です。

# ③ 名前や国籍などが変わった時

か 変わったこと	いつまでに	どこへ	だれが	ひつよう しょうい 必要な書類	けっか 結果 (どうなるか)
なまえ 名前 こくせき ちいき 国籍 (地域) せいねん がっぴ 生年月日 う ひ (生まれた日) せいべつ 性別	か ひ 変わった日 にちいらい から14日以内	ちか にゅうかん 近くの入管	ほんにん 本人 だいにん 代理人※	とどけでしよ 届出書 しゃしん 写真 ぱすぽーと パスポート ざいりゅうかーど 在留カード	あたら ざいりゅうかーど 新しい在留カード つく を作ってもらう。
がっこう 学校 だいがく せんもんがっこう (大学や専門学校) かいしゃ 会社	か ひ 変わった日 にちいらい から14日以内	ちか にゅうかん ・近くの入管 いんたーねっと ・インターネット ゆうびん ・郵便	ほんにん 本人	とどけでしよ 届出書	にゅうかん がっこう かいしゃ 入管に学校や会社が か し 変わったことを知らせる



※

ほんにん さい す かぞく さいいじょう か とどけで  
本人が15歳までは、いっしょに住んでいる家族(16歳以上)が代わりに届出  
できます。

がっこう かいしゃ か ひ にちい ない しょるい だ  
• 学校や会社が変わった日から14日以内に書類を出します。

ちか にゆうかん まどぐち ちよくせつ だ  
1 近くの入管の窓口に直接出します。

いんた - ネット だ どうろく り ようりょうむりょう  
2 インターネットに出します。登録・利用料無料です！

じ かん にち とどけて  
24時間、365日届出ができます。

げつようび きんようび  
月曜日～金曜日 9:00～17:00

つか かた へ るぷ すすく  
(使い方がわからないときはヘルプデスクがあります！

TEL: 050-3786-3053)

ゆうびん だ  
3 郵便で出します。

おく じゆうしょ  
送る住所はこちらです。

ふうとう あいろ とどけて しょ ざいちゆう  
※封筒に赤色で届出書在中とかいてね。

〒160-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号四谷タワー14階

東京出入国在留管理局 在留管理情報部門届出受付担当



じゅうしょ す か とき  
住所（住んでいるところ）が変わった時

ひ こ ひ にち す あたら じゅうしょ まち やくしょ  
引っ越した日から14日が過ぎるまでに新しい住所がある町の役所で  
てんにゆうとどけ だ やくしょ ざいりゅう か ー ど かなら も  
転入届を出します。役所には在留カードを必ず持っていきます。

さい とき  
16歳になる時

さい げつまえ にゆうかん しんせい さい ひ  
16歳になる6か月前から入管に申請できます（16歳になる日までできます）。  
にゆうかん しゃしん い あたら ざいりゅうか ー ど つく  
入管で写真入りの新しい在留カードを作ります。

なまえ こくせき じゅうしょ せいねんがっぴ せいべつ か とき  
名前・国籍・住所・生年月日・性別が変わった時

なまえ か ひ にち す にゆうかん とどけて だ  
名前などが変わった日から14日が過ぎるまでに、入管に届出を出します。  
にゆうかん あたら ざいりゅうか ー ど つく  
入管で新しい在留カードを作ります。

がっこう かいしゃ か とき  
学校や会社が変わった時

がっこう かいしゃ か ひ にち す にゆうかん とどけて だ  
学校や会社が変わった日から14日が過ぎるまでに、入管に届出を出します。  
いん た ー ね っ と ゆうびん にゆうかん だ  
インターネットや郵便でも入管に出すことができます。



わたしは「<sup>かぞくたいざい</sup>家族滞在」です。わたしの<sup>ざいりゅうしかく</sup>在留資格を<sup>へんこう</sup>変更したら、  
<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>す</sup>住んでいる<sup>おや</sup>親や<sup>ざいりゅうしかく</sup>きょうだいの在留資格はどうなりますか。

<sup>にほん</sup>日本で<sup>いっしょ</sup>一緒に<sup>す</sup>住んでいる<sup>おや</sup>親や<sup>ざいりゅうしかく</sup>きょうだいの在留資格は  
<sup>か</sup>変わりません。<sup>ざいりゅうしかく</sup>在留資格が<sup>か</sup>変わるの<sup>ほんにん</sup>は本人だけです。



わたしは「<sup>かぞくたいざい</sup>家族滞在」です。  
<sup>おや</sup>親が<sup>きこく</sup>帰国したら、<sup>にほん</sup>日本の<sup>こうこう</sup>高校に<sup>かよ</sup>このまま通うことはできますか。

<sup>ざいりゅうしかく</sup>あなたの在留資格を<sup>か</sup>変えないと<sup>にほん</sup>日本の<sup>こうこう</sup>高校に<sup>かよ</sup>通うことはできません。  
<sup>ふれ</sup>まず、<sup>すく</sup>FRESCに<sup>そうだん</sup>相談してみましよう。







こうこう そつぎょう しゅうしょく かぞくたいざい  
 高校を卒業して就職するとき、「家族滞在」から  
 ざいりゅうしかく か じかん  
 在留資格を変えるのにどのくらい時間がかかりますか。

げつ げつ かいしゃ がつ にゅうしゃしき ま あ  
 2か月から3か月かかります。会社の4月の入社式に間に合うように、  
 はや てつづ がつ しんせい ひと おお  
 早めに手続きをしましょう。12月に申請をする人が多いようです。



ぱちんこてん かいしゃ ないてい  
 パチンコ店をやっている会社から内定をもらいました。  
 とくていかつどう ぱちんこてん はたら  
 「特定活動」でパチンコ店で働くことはできますか。

とくていかつどう ぱちんこてん ばー くらぶ ふうぞくえいぎょう みせ  
 「特定活動」ではパチンコ店、バーやクラブなどの風俗営業のお店で  
 はたら とき ふれすく そうだん  
 働くことはできません。わからない時はF R E S Cに相談してください。







わたしは18歳で日本に来て、日本の高校卒業見込みです。

日本の会社から内定をもらいました。「特定活動」に変更できますか。

あなたは、17歳までに入国していないので、「特定活動」に変更

できません。大学や専門学校を卒業して、

「技術・人文知識・国際業務」や「介護」などの「就労資格」

(働くことができる在留資格) に変えることを考えてください。



在留資格の変更にお金がかかりますか。

許可された場合、4000円の収入印紙が必要です。



ざいりゅうそうだん よつや ふれすく おんらいん そうだん  
在留相談（四谷のフレスクかオンラインで相談します。）

にゅうかん しょくいん そうだん き じかん  
入管の職員が相談を聞きます。（1時間）

よやく ひつよう  
予約が必要です。（03-5363-3025）

げつようび きんようび  
月曜日～金曜日（9：00～17：00）

えいご ちゅうごくご ねぱーるごなど そうだん  
英語，中国語，ネパール語等でも相談できます。

ちゅうがくせい こうこうせい そうだん  
中学生や高校生だけでも相談できます。



こま そうだん  
困ったら相談してね！



わからないことがあったら

がいこくじんざいりゅうしえんせんたー ふれすく そうだん  
外国人在留支援センター（F R E S C）に相談してください。

ふれすく くにことば そうだん  
F R E S Cではあなたの国の言葉で相談できます。

そうだん じかん げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ  
相談できる時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

ふれすく そうだんまどぐち  
F R E S Cの相談窓口

ざいりゅうそうだん  
・在留相談

よつや ふれすく おんらいん にゆうかん しょくいん ちよくせつそうだん  
四谷のF R E S Cかオンラインで入管の職員に直接相談できます。

でんわ にゆうかん ほーむペーじ いんたーねっと よやく  
電話か入管のHP（インターネット）で予約してください。

**(TEL) 03-5363-3025**

よやくペーじ  
予約ページ



# Special Thanks

この動画の作成に当たっては、  
外国籍の生徒を応援している学校の先生や  
支援団体の皆さんにご協力いただきました。  
この場を借りてお礼を申し上げます。  
ありがとうございました。

